

意見まとめの補足資料

1 生ごみに関して

(1) 生ごみの排出量の減少

区民 1 人 1 日あたりの生ごみ排出量は、平成 21 年度から平成 26 年度の間
に 15% 程度減少していると推測されます。

区では、毎年度排出実態調査でごみの組成を分析しています。

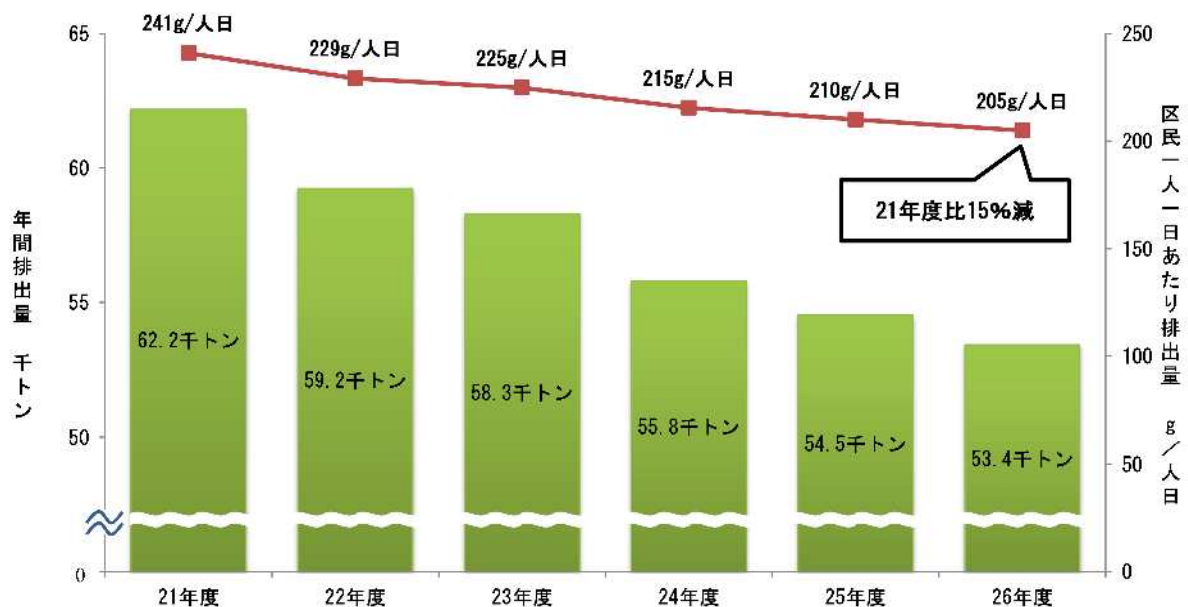
そこで、毎年度の可燃ごみ量と生ごみ組成率を掛け合わせて生ごみ排出量の推
計を行ったのが図表 1 です。

平成 26 年度の区民 1 人 1 日あたりの生ごみ推定排出量は、205g/人日で、平成
21 年度の 241g/人日と比較すると 15% の減少です。これは、可燃ごみ全体の 1
人 1 日あたり排出量の減少率（7%）を大きく上回っています。

図表 1 生ごみ排出量の推定

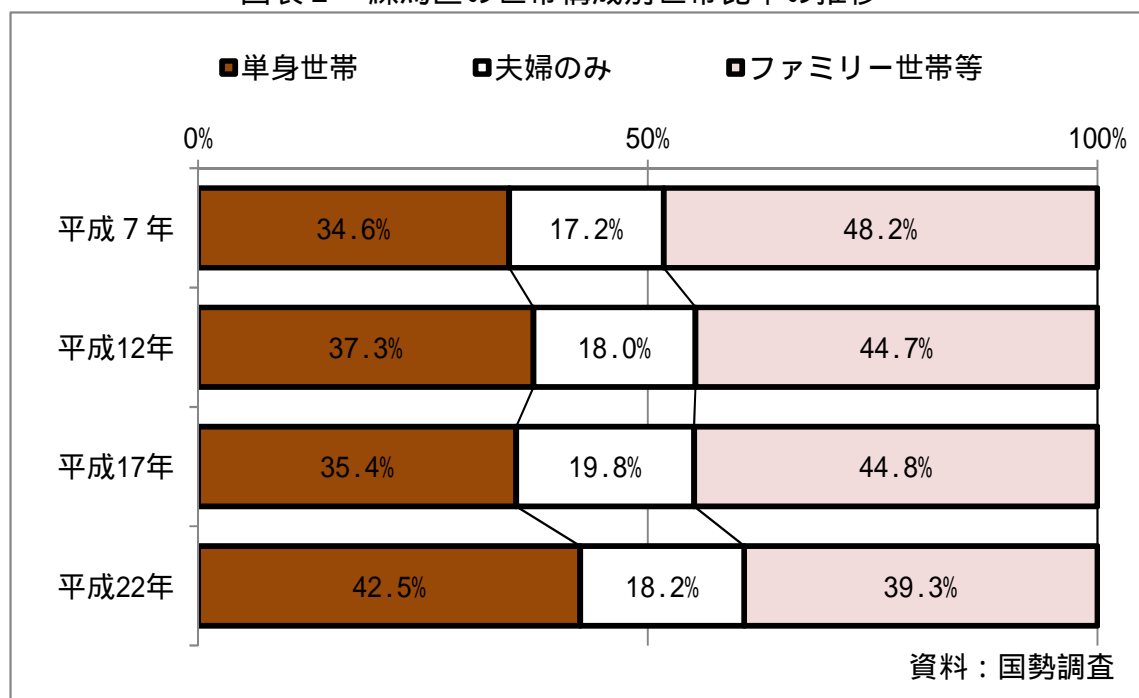
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
可燃ごみ量 t/年	131,196	129,628	129,580	127,110	125,352	123,381
(区民 1 人 1 日あたり g/人日)	(508)	(502)	(500)	(491)	(483)	(473)
生ごみ組成率	47.4%	45.7%	45.0%	43.9%	43.5%	43.3%
生ごみ推定排出量 t/年	62,187	59,240	58,311	55,801	54,528	53,424
(区民 1 人 1 日あたり g/人日)	(241)	(229)	(225)	(215)	(210)	(205)

各年度資源・ごみ排出実態調査（可燃ごみの組成分析調査）による。



なお、前回までの循環会議でも指摘があったように、生ごみ減少の背景には、外食の増加や調理済食品の増加などが考えられます。国勢調査でも家庭内での調理が少ないと考えられる単身世帯が平成22年に急増しており、現在ではさらに個世帯化が進んでいるものと予測されます（図表2）。

図表2 練馬区の家帯構成別家帯比率の推移



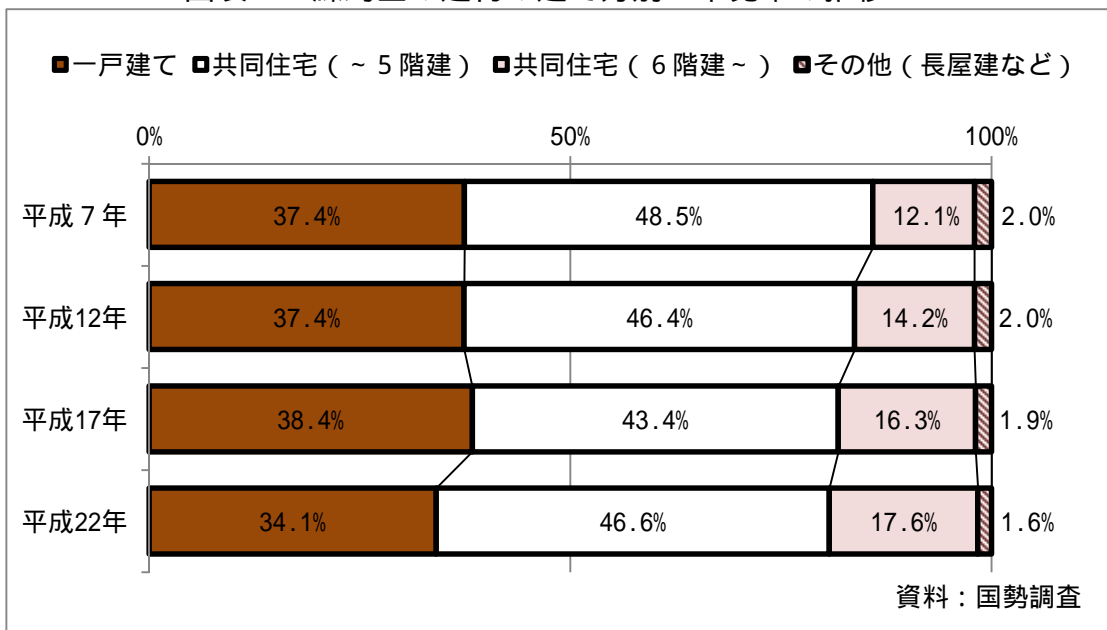
(2) 生ごみの減量方策に関して

生ごみの家庭内減量を推進するには、共同住宅居住世帯の増加なども考慮する必要があります。

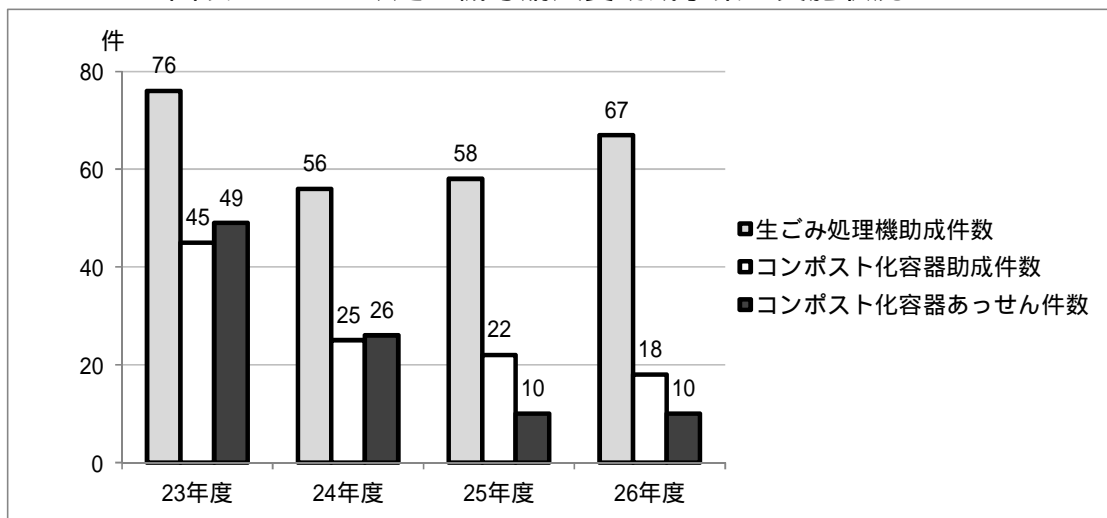
区は宅地の75%が住宅（東京都「東京の土地利用（平成23年）」）という住宅都市ですが、一戸建て住宅居住世帯は減少傾向にあります（図表3）。また、戸建て住宅であっても、コンポスト化容器を利用するには一定の広さを要します。

近年、コンポスト化容器の助成件数、あっせん件数は低落傾向（図表4）にあります。このような居住環境の変化も背景にあるものと思われます。

図表3 練馬区の建物の建て方別世帯比率の推移



図表4 生ごみ処理機等購入費助成事業の実施状況



2 資源リサイクルに関して

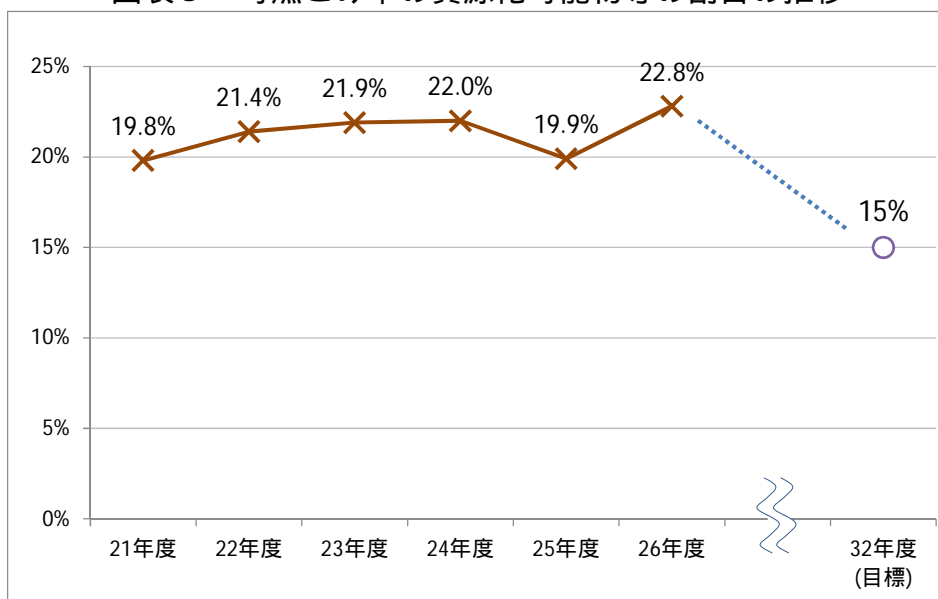
(1) 雑紙（ざつがみ）

可燃ごみには資源となる雑紙が多く含まれています。

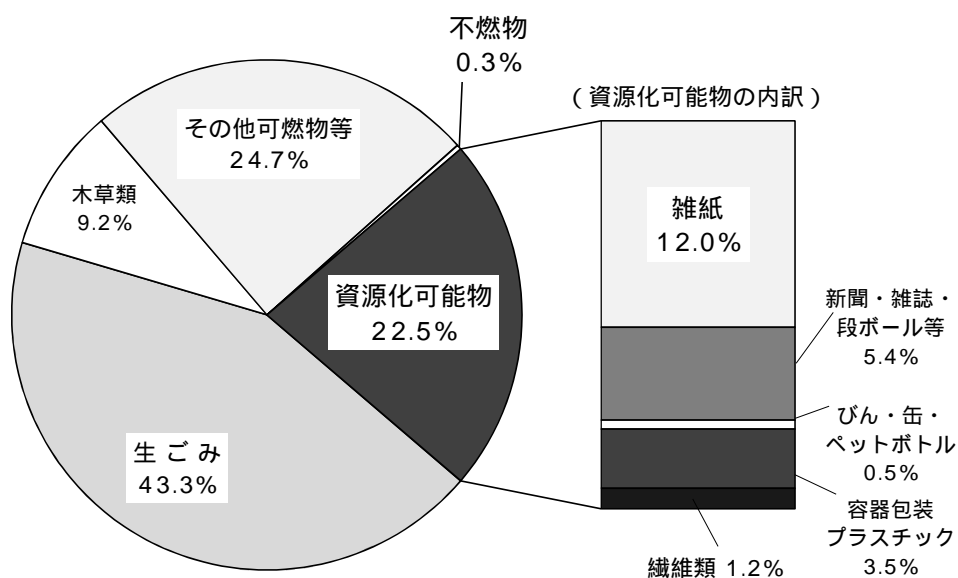
可燃ごみ中の資源化可能物等の割合は横ばい傾向であり、目標の達成に向けて、より一層の分別を徹底する必要があります（図表5）。

昨年度の排出実態調査では、可燃ごみ中の資源化可能物等の割合は22.8%で、その半分以上を雑紙が占めていました。

図表5 可燃ごみ中の資源化可能物等の割合の推移



図表6 可燃ごみの組成（平成26年度）



【雑紙の対象品】

リサイクル可能な紙類の品目は、その時々々の市況や処理技術により変化します。「新聞」に折込チラシが含まれるようになったのはその例です。代表的な銘柄は「新聞」「雑誌」「段ボール」「紙パック」です。(図表7)

製紙メーカーや古紙問屋からなる公益財団法人古紙再生促進センターが、新たな古紙銘柄として「雑がみ」を新設したのは比較的新しく、平成16年のことです。古紙再生促進センターでは、「雑がみ」は投込みチラシ、パンフレット、コピー紙、包装紙、紙袋、紙箱などの紙全般が該当するとしています。

東京23区では、平成12年の清掃事業移管の際に、「新聞」「雑誌」「段ボール」を基本とする「ルール」の古紙回収を引き継ぎましたが、新しい銘柄である雑紙への対応状況は、各区で異なります。

図表7 基本的な分別例



資料：(財)古紙再生促進センター

(2) 古着・古布

古着や古布の代表的なリサイクル方法は、反毛(フェルト)・工業用ウエス・中古衣料の3ルートです。

